共和町チャイルドシート貸付事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本町の少子化対策の一環として、６歳未満の子どもを養育する者に、チャイルドシート（以下「シート」という。）の普及促進を図るため、無償貸し付けを行い、子どもの交通死亡事故等を抑止するとともに、経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（対象者）

第２条　貸し付けの対象者は、本町に住所を有し、６歳未満の子ども（以下「幼児」という。）を養育する保護者とする。

（シートの種類）

第３条　貸し付けするシートの種類は、乳児用シート、幼児用シート、ジュニアシートの３種類とする。

（貸付の申請）

第４条　貸し付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙申請書（様式１）を町長に提出するものとする。

ただし、１世帯１台の申請を原則とする。

（貸付期間）

第５条　シートの貸付期間は、貸付決定から６カ月以内とする。

（貸付の更新）

第６条　貸し付けの更新を受けようとする場合、別紙申請書（様式１）を町長に提出するものとする。ただし、貸し付けの更新回数は乳幼児シート及びジュニアシートは１回とし、幼児用シートは４回以内とする。

２　前項ただし書き中、幼児用シートの２回目以降の更新については、町長が別に定める運用により貸付するものとする。

（貸付料）

第７条　各シートの貸し付けは、無償とする。

（貸付の通知）

第８条　町長は、申請書を受理したときは、先着順に内容を審査の上決定するものとし、その旨を申請者に通知（様式２）するものとする。

なお、申請が不適当と認めた場合は、貸付却下通知書（様式３）を申請者に通知する。

（貸付の手続き）

第９条　貸付決定通知を受けた者は、借受書（様式４）及び誓約書（様式５）を町長に提出するものとする。

（シートの管理）

第10条　貸し付けを受けた者（以下借受者という。）は、善良な管理をするとともに貸し付け目的に反して使用し、譲渡、交換又は他の者に貸し付けしてはならない。

（借受者の義務）

第11条　借受者は、借り受けたシートを「取扱説明書」等により適切に装着し、幼児を車に乗せるものとする。

（シートの返還）

第12条　借受者は、シートの貸付期間が終了したときには、清潔な状態にし、「取扱説明書」「付属品」とともに速やかに町に返還するものとする。

（シートの検収）

第13条　借受者が、シートを返還するときは、企画振興課長の検収を受けた後、返還するものとする。

（台帳の整備）

第14条　企画振興課長は、当該事業の運営状況を明らかにするため「チャイルドシート貸付台帳」（様式６）を整備するものとする。

２　シートの貸し付けに関する事務は、企画振興課広報統計係において行うものとする。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１５年７月１日より施行する。